



県内でテレワーク施設等を運営する皆様の活動を支援します！

テレワーク施設利活用促進補助金

対象者

補助対象事業の実施施設が県内に所在する
テレワーク施設等運営者
(法人、県内市町村、任意団体等)



(R5年度の事例: 施設利用のマンガ広告作成)



募集期間

令和6年4月25日(木)～12月27日(金)

- ※ 申請があった順に随時審査を行い、採択もしくは不採択を通知
- ※ 採択後に交付申請書を提出、交付決定後に事業開始
- ※ 予算が上限に達した場合は、期限を待たずに募集を終了

対象事業

- 1 県外在住テレワーカーの呼び込みに資する事業
- 2 施設の利便性向上に資する事業 ※ハード整備(設備改修等)は対象外
- 3 施設利用者と地域とのつながりの構築に資する事業
- 4 その他、テレワーク施設の付加価値向上に資する事業

対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、
委託料、使用料及び賃借料

注意事項(対象外)

- 1 施設の整備(修繕を含む。)を目的とした事業並びに国、県、市町村及びこれらの公社等外郭団体やその他民間団体等の補助事業として採択された事業。
- 2 以下の経費。
 - 1) 施設の維持運営費や申請者の直接的な収益となる経費
 - 2) 対象事業に直接必要とは認められない経費
 - 3) 施設整備(修繕などのハード整備)に係る経費
 - 4) 食糧費(打合せや懇談・交流会等での飲食経費)
 - 5) 施設利用者等本人への補助、助成に要する経費(交通費や宿泊費への補助等)
 - 6) 物販を行う場合、商品の仕入れに係る経費
 - 7) 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
 - 8) 保険料、賃借物件保証金、仲介手数料、敷金等の経費
 - 9) 補助対象事業のみに使ったか明確に区分できない経費
 - 10) 金融機関に対する振込手数料(取引先負担を除く。)
 - 11) 交付決定前に着手(発注、購入、契約等)した経費

補助率

対象経費の3/4以内

補助上限額

申請者あたり150万円
(千円未満の端数は切り捨て)

※その他、詳細については交付要綱及び実施要領を御確認ください。

問合せ・提出先

福島県 企画調整部 ふくしまぐらし推進課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

TEL : 024-521-7119 MAIL : ui-turn@pref.fukushima.lg.jp

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/teleworkrikatsuyou.html>

